

## 第3章 河川水辺環境の保全・創出の方向性

### 3-1 基本方針

良好な河川水辺環境の保全・創出を通じて、市民生活の質の向上と環境との共生を図るため、地域に潤いと安らぎをもたらす場の確保や、市民や企業など多様な主体と連携した魅力ある空間づくりに加え、ネイチャー・ポジティブの実現に向けた、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

これらを実現するため、基本方針を次のように定める。

- (1) 快適
- (2) オープン
- (3) ネイチャー・ポジティブ

#### 【解説】

##### (1) 快適～誰もが過ごしやすい河川水辺環境～

散策やレクリエーション、休憩など、地域に潤いと安らぎをもたらす場として、誰もが安心・安全で、快適に過ごすことができ、人々を惹きつける河川水辺環境の保全・創出を目指す。

##### (2) オープン～多様な形で関われる河川水辺環境～

市民や企業、学校など、多様な主体と連携し、持続可能でにぎわいのある河川水辺環境の保全・創出を目指す。

##### (3) ネイチャー・ポジティブ～自然回復に貢献する河川水辺環境～

生態系ネットワークの重要な基盤として、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャー・ポジティブ」に貢献する河川水辺環境の保全・創出を目指す。

### 3-2 主な取組

良好な河川水辺環境の保全・創出を通じて、市民生活の質の向上と環境との共生を図るため、河川水辺環境の特徴や利用状況、周辺環境等に応じ、3つの基本方針に沿って、必要な取組を実施する。

- (1) 「快適」に関する主な取組
- (2) 「オープン」に関する主な取組
- (3) 「ネイチャーポジティブ」に関する主な取組

#### 【解説】

表3-1、表3-2、表3-3に各々の基本方針に関する取組の例を示す。

河川水辺環境の特徴や利用状況、周辺環境等に応じて、表に示す取組を中心として、適切な取組を選択または組み合わせることを基本とする。

なお、それぞれの取組例は、必ずしも1つの基本方針のみに対応するものではなく、複数の基本方針に関連する場合もあることに留意する。

また、必要な取組は、表に示すものに限定されるものではなく、新しい知見や工夫についても積極的に取り入れることが重要である。

## (1) 「快適」に関する主な取組

基本方針「快適」に関する取組の例を表3-1に示す。

表3-1 「快適」に関する取組例

観点	取組例
地域の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを含む地域とのワークショップの開催</li> <li>地元説明会の実施</li> </ul> 
ユニバーサルデザインへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープや手すりなどの設置</li> <li>看板への多言語表示、ピクトグラムの導入</li> </ul> 
休憩場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>木陰の確保</li> <li>ベンチの設置</li> </ul> 
良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の自然景観との調和</li> <li>歴史的・文化的資源の保存</li> </ul> 

## (2) 「オープン」に関する主な取組

基本方針「オープン」に関する取組の例を表3-2に示す。

表3-2 「オープン」に関する取組例

観点	取組例
市民協働による川づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺愛護会の設立、活性化</li> <li>・川づくりコーディネーター制度の活用</li> </ul>  
公民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との連携によるにぎわい創出</li> <li>・民間企業による水辺愛護活動</li> </ul>  
市民の交流の場としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のお祭りなどイベント利用</li> <li>・生き物観察会の実施</li> </ul>  
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントでの広報</li> <li>・SNS等の積極活用</li> </ul>  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">  <p>水辺愛護会通信 令和7年3月号 (令和7年3月発行) 横浜市下水道局河川課用川河川課 担当者: 河川課長 21階 TEL: 045-971-4210</p> <p>寒さも緩み、色とりどりの花が咲き乱れる季節がやって来りました。今年は、暖かい冬の日が続いた影響で、花の種類によっては咲き始めたのが遅くなったりもあるようです。</p> <p>横浜市内の水辺愛護会においては、自主的活動として花壇などの手入れ・管理をしている団体が複数あり、きれいな花を咲かせて地域の方々の目を楽しませてくださっています。今回は、その一部をご紹介します。 (写真は令和7年3月上旬に撮影)</p> </div> <div style="width: 30%;">  </div> </div>

### (3) 「ネイチャーポジティブ」に関する主な取組

基本方針「ネイチャーポジティブ」に関する取組の例を表3-3に示す。

表3-3 「ネイチャーポジティブ」に関する取組例

観点	取組例
生物の生息・生育・繁殖の場 や生態系の連続性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・生物に配慮した水際の保全・創出</li><li>・魚道の整備</li><li>・瀬や淵の整備</li><li>・多様な植生群落の形成</li><li>・継続的なモニタリング</li></ul>    

### 3-3 考慮すべき事項

河川水辺環境の保全・創出にあたっては、利用者の安全性に配慮するとともに、デジタル技術の導入や技術革新の動向、維持管理の容易性などを考慮する。

#### 【解説】

都市部における河川水辺環境は、利用者が安全に利用するための配慮が必要である。このため、河川水辺拠点の整備などにあたっては、川の危険性を知らせる看板の設置のほか、利用状況に応じ河川水位警報装置の設置などを検討する。さらに、教育機関などと連携し、水難事故防止に向けた注意喚起や安全教育の取組を推進することが重要である。

また、AIを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入などによる効果的かつ効率的な取組の推進のほか、環境調和型の材料や資材の開発動向などを注視する必要がある。

さらに、景観や生物への配慮の観点から、手すりや通路などに天然木など自然由来の素材を用いるのは効果的であるが、維持管理の容易性を考慮し、天然素材の見た目や質感を再現しつつ耐久性を高めた人工素材を用いた部材を適所に採用することについても検討する。